令和5年8月 環境部環境対策室環境保全課

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項に基づき報告のあったダイオキシン類の測定結果について、同条第4項に基づき公表する。 なお、測定結果は排出ガス、排出水ともに排出基準に適合していた。

名称	所在地	特定施設の種類	排出ガス			排出水			ばいじん		燃え殻	
			排出基準値*	測定結果	試料採取	排出基準値	測定結果	試料採取	測定結果	試料採取	測定結果	試料採取
			$(ng-TEQ/m^3)$	(ng-TEQ/m³)	年月日	(pg-TEQ/L)	(pg-TEQ/L)	年月日	(ng-TEQ/g)	年月日	(ng-TEQ/g)	年月日
		廃棄物 焼却炉	5	0. 00050	R4. 9. 15	_	_	_	0.000000030	R4. 9. 15	_	_
甲府市	大津町	廃棄物	1	0. 00000050	R4. 10. 18	_		_	0.00000019	R4. 10. 18	_	_
浄化センター	1645	焼却炉	1	0.00000050	K4. 10. 18				0.00000019	N4. 10. 18		
		下水道終末	_			10	0. 00049	R4. 9. 15			_	
		処理施設				10	0.00049	K4. 9. 15				
㈱シャトレーゼ	下曽根町	廃棄物	10	4. 0	R5. 1. 26	_	_	_	0.67	R5. 1. 27	0	R5. 1. 27
中道工場	3440-1	焼却炉										
㈱サンキムラヤ	西下条町	廃棄物	10	1.0	R4. 12. 26	_	_	_	0. 0000006	R4. 12. 16	0	R4. 12. 16
	1065-1	焼却炉										

※廃棄物焼却炉に係る排出基準値は設置時期等により異なる(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2、同規則附則第2条第1項)